

平成 21 年 2 月 23 日
気 象 庁

気象官署の廃止及び航空気象観測所の設置に伴う 配信電文の変更について

このことについて、当庁の紋別空港分室（紋別空港：RJEB）、大館能代空港出張所（大館能代空港：RJSR）、石見空港出張所（石見空港：RJOW）を下記のとおり廃止し、航空気象観測所を設置して、これら航空気象観測所を管理監督する基地気象官署の下で航空気象業務を行います。これに伴い配信電文等を変更しますのでお知らせします。

記

1 気象官署の廃止及び航空気象観測所の設置等の時期

廃止される 気象官署	設置される 航空気象観測所	管理監督する 基地気象官署	変更時期
紋別空港分室	紋別航空気象観測所	新千歳航空測候所	平成 21 年 3 月 1 日
大館能代空港出張所	大館能代航空気象観測所	仙台航空測候所	平成 21 年 4 月 1 日
石見空港出張所	石見航空気象観測所	大阪航空測候所	平成 21 年 4 月 1 日

2 廃止される電文

（航空機気象観測報告）

気象官署	冒頭符号
紋別空港分室	UAJP71 RJEB、SEXX72 RJEB
大館能代空港出張所	UAJP71 RJSR、SEXX72 RJSR
石見空港出張所	UAJP71 RJOW、SEXX72 RJOW

なお、METAR AUTO 報で通報する要素に「大気現象」を追加し、その他観測通報（METAR 報及び SPECI 報等）については、電文に変更はありません。

3 観測通報時刻の変更

（1）METAR 報及び SPECI 報

METAR 報については変更ありません。SPECI 報については、定期便の運航スケジュールにあわせて行います。

SPECI 報については、当該空港の運用時間内において、空港に着陸する航空機が離陸する運航時刻の 2 時間前及び当該航空機が空港を離陸した後 30 分の間、常時観測を行うとともに重要な天気変化を認めた場合、観測通報を行います。

なお、航空気象観測所の設置時点での通報時刻については下表のとおりです。

航空気象観測所	METAR 報の 実施時刻	SPECI 報の 実施時間帯
紋別航空気象観測所	09:00, 10:00, 11:00, 12:00, 13:00, 14:00, 15:00, 16:00	09:05 ~ 14:00
大館能代航空気象観測所	08:00, 09:00, 10:00, 11:00, 12:00, 13:00, 14:00, 15:00, 16:00, 17:00, 18:00, 19:00	07:30 ~ 13:30、 14:10 ~ 18:30
石見航空気象観測所	08:00, 09:00, 10:00, 11:00, 12:00, 13:00, 14:00, 15:00, 16:00, 17:00, 18:00, 19:00	07:30 ~ 10:05、 14:00 ~ 18:00

(2) 照会により行う通報等

航空交通業務機関や運航管理者等から照会があった場合に行う観測通報等については、基地気象官署からの指示に基づき実施します。